平成２３年（フ）第９５号
三重県名張市桔梗が丘西３番町２街区10番地
債務者　西川　亜紀（旧姓三輪）
1　決定年月日時　平成23年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２３年（フ）第１２９７号
京都府向日市向日町北山74番地　向日台第12棟203号
債務者　猪口　宜則
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１４０１号
京都市右京区太秦乾町21番地28
債務者　サンクリエイトカンパニーこと　山下　豊
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１４０３号
京都市山科区西野山百々町246番地の30
債務者　原田　雅章
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１４０４号
京都市山科区西野山百々町246番地の30
債務者　原田　秀代
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１４２４号
京都府久世郡久御山町林宮ノ後21番地　11棟503号
債務者　葛城　喜彦（旧姓柳澤・田中）
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１４４６号
京都市山科区四ノ宮行者谷27番地194
債務者　木村　　正
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１４８１号
京都府向日市上植野町車返８番地の12　サーパス西向日206号
債務者　寅本　　崇
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１４９６号
京都市上京区千本通出水下る十四軒町394番地１　西陣グランドハイツ404号
債務者　塩田　　誠
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１５００号
京都市左京区山端大君町５番地５　アクティ修学院203号
債務者　田中　陽子
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第７１１号
広島県安芸郡府中町柳ヶ丘13―３―102、住民票上の住所広島県大竹市黒川３丁目10番19号
債務者　阿部美智子
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９５８号
広島市佐伯区坪井１丁目33番３号
債務者　焼肉小次郎こと　見崎　節夫
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４２号
高知県須崎市桑田山乙1825番地
債務者　横山　　晃
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２３年（フ）第１３１０号
福岡県筑紫野市二日市北１丁目６番１号
債務者　大西　正典（旧姓山岡）
1　決定年月日時　平成23年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１３９６号
福岡県宗像市田熊３丁目７番20―301号
債務者　戸上　恭子
1　決定年月日時　平成23年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１４８９号
福岡県太宰府市国分４丁目15番13号
債務者　中嶋　光義
1　決定年月日時　平成23年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１５１２号
福岡市東区高美台１丁目24番５号
債務者　野中　　広
1　決定年月日時　平成23年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部